

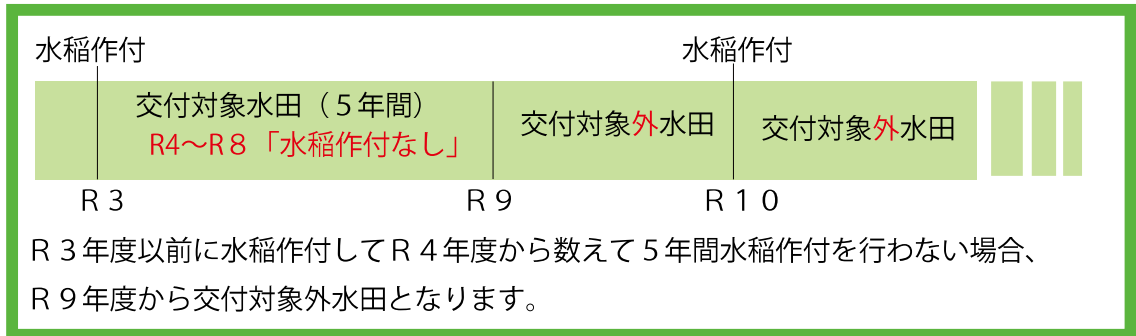
水田活用の直接支払交付金の 交付対象水田についてお知らせ

令和9年度以降、過去5年間連続して水稲の作付が行われていない農地は、

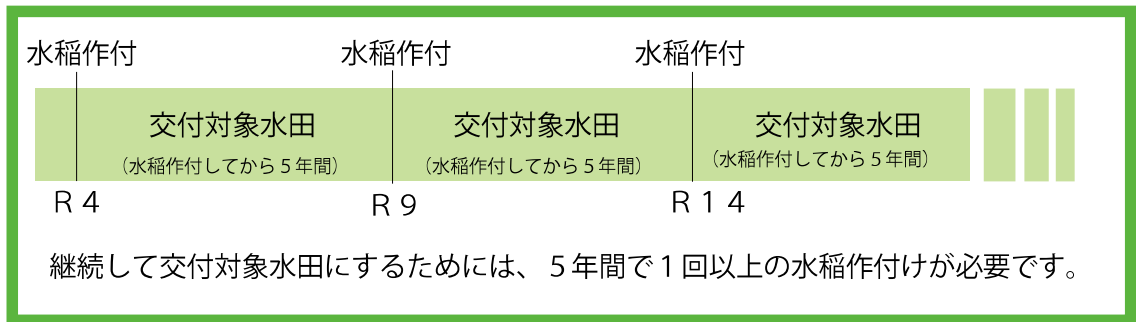
水田活用の直接支払交付金の対象外となります。

【イメージ】

交付対象外水田
となる例



交付対象水田
を継続できる例



ただし、以下の①②全てに該当する場合は水稲作付と同様の扱いとみなします。

- ①たん水管理を1ヶ月以上実施したことが確認できること。
- ②連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること。

【たん水管理の注意事項】

- ・水稲作付と同程度のたん水管理であること。
- ・天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水であること。
- ・ほ場の部分的なたん水ではなく、ほ場全体のたん水であること。

【深谷市における水稲作付によらない1ヶ月以上のたん水管理を行う場合の対応】

- ・たん水実施年度の営農計画書の該当ほ場に（調整水田）と記載する。
- ・たん水管理作業計画水田一覧表の提出。（入水日の2週間前まで）
- ・深谷市農業再生協議会等による現地確認を1回以上受ける。
- ・たん水管理作業記録簿兼実施報告書及び記録写真を提出。（止水後2週間以内まで）

【問い合わせ先】 深谷市農業再生協議会（深谷市役所 農業振興課）

電話：048-577-3298

FAX：048-578-7614